省　令

○経済産業省令第六十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百三十号）の施行に伴い、商工会議所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

商工会議所法施行規則の一部を改正する省令

商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までの規定中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第六条の見出し中「認可申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣）」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第四十六条第五項の規定により定款の変更の届出をしようとする者は、様式第六の二による届出書に、前項各号の書類を添えて、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

第七条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第十一条中「第六条、第七条」を「、第六条第一項、第七条」に改め、「「都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣」と」を削り、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第十三条第二項第六号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十七条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

様式第2から様式第4までの様式中「都道府県知事」の次に「（指定都市の長）」を加え、様式第6中「（都道府県知事）」を削り、様式第6の次に次の様式を加える。

様式第6の2

商工会議所定款変更届出書

年　月　日

都道府県知事（指定都市の長）　殿

商工会議所の名称及び住所

会頭の氏名　　印

商工会議所法第46条第5項の規定により、定款の変更があつたので、別紙様式を添えて届出します。

備考　用紙の大きさは、A列4号とする。

様式第15中「都道府県知事」の次に「（指定都市の長）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経済産業省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　経済産業省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

「第六条中「都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣）」を「第六条第一項中「経済産業大臣」に改め、「（法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事務の変更については、経済産業大臣）」を「」と、同規則第六条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「特定広域団体の知事」」に改める。

告　示

○総務省告示第四百二十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第54の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百二十五号（アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。

平成二十六年十二月十七日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表注1中「137.8kHzまで」の次に「、472kHzから479kHzまで」を加え、「100Hz」を「200Hz」に改める。

○総務省告示第四百三十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条の二の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百二十六号（アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。

平成二十六年十二月十七日

総務大臣　山本　早苗

表中二十四の項を二十五の項とし、二の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

2	475.5kHz	472kHzから479kHzまで（注1）

○総務省告示第四百三十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第四項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百二十七号（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。

平成二十六年十二月十七日

総務大臣　山本　早苗

「

2	1,910kHz

」を

「

2	475.5kHz
	1,910kHz

」に改める。

○総務省告示第四百三十一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百七十九号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。

平成二十六年十二月十七日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表を次のように改める。

1　135.7kHzから10.5GHzまでの周波数

	使用電波の型式及び周波数の使用区別		
周波数帯の別	電波の型式	周波数	
1	A1A　F1B　F1D　G1B　G1D	135.7kHzから137.8kHzまで	
2	A1A　F1B　F1D　G1B　G1D	472kHzから479kHzまで	472kHzから479kHzまで